

第六管区海上保安本部公示第9号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年5月9日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 第六管区海上保安本部

住 所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 水島港南方（付図のとおり）

期 間 令和7年5月19日から

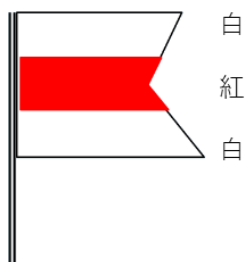
令和8年3月31日までのうち77日間

3 水路測量の実施方法

スワス音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる



付 図

